

沼田市中学校国際交流事業
(オンラインプログラム) 運営委託
仕様書

令和5年4月
沼田市

1 業務名

沼田市中学校国際交流事業「オンラインプログラム」運営委託業務

2 業務の目的及び概要

社会の国際化が急速に進展する中、我が国の果たす国際的役割は大きく、教育・文化・学術等の国際交流の推進はますます重要な課題となっている。本市にあっても、国際化時代に対応すべく国際的視野に立った行政施策の推進が必要であり、国際交流の振興を図るため、市内中学生を対象とした海外への派遣事業を実施してきた。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染症世界的な感染拡大により、令和2年度から令和4年度の海外への派遣は中止となっている。そこで、令和5年度は、代替事業として、オンラインによるプログラムを実施することで、諸外国の生活・文化を見聞したり日本の生活・文化を紹介したりして国際感覚を身に付け、国際性豊かで友好親善に努める生徒の育成に資する。

3 業務履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 業務履行場所

拠点となる市内中学校（3校程度）

5 業務内容

受注者は、本仕様書の定めにより沼田市立中学校（以下「学校」という。）の対象生徒に ICT を活用した現地の中学生との対面式通話ソフトを用いたプログラムを履行する。

(1) 外国人コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）によるプログラムの実施

ア 対象生徒

令和5年度沼田市立中学校3年生の希望者

イ 実施時期

(ア) 参加者への事前研修会 令和5年7月（予定）

(イ) オンラインプログラム 令和5年8月7日（月）～9日（水）のうち、2日間

ウ コーディネーター及びプログラムの提供

(ア) 実施回数

3回程度（50分×3）

(イ) 本市中学生と現地の中学生をグルーピングし、プログラムに基づく交流活動を実施する。

(ウ) プログラムの実施場所は、拠点となる中学校内のネットワークが利用可能な教室とする。

(エ) 生徒の学習能力・習熟度に応じた柔軟な対応を行うこと。

エ プログラムサポーターの配置

(ア) 受注者は、円滑なプログラムの実施に向け、指定された回数、拠点校での環境確認や準

備・片付け及び不備に対応するため、ICT 機器の取扱い及び連絡・調整に優れた者（以下「サポーター」という。）を配置するなど、確実に実施できる体制を整えること。なお、各校での同時実施が想定されるため、各拠点校 2 名以上の補助体制を整えること。

- (イ) サポーターは、ICT 機器の取扱いに優れ、ICT 機器の支援を定期的実施した実績を有する者とする。
- (ウ) サポーターは、本業務の意義・目的を理解し、教育委員会事務局員と協力しながら業務を円滑に進めるものとする。

オ その他の業務

- (ア) プログラムの円滑な遂行のため、教育委員会担当者（以下「担当者」という。）と協議の上、事前研修会の設定や運営を行うこと。
- (イ) 担当者と協議の上、生徒の英語の習熟に合わせたプログラムを準備すること。
- (ウ) 緊急連絡が必要な際に、速やかに対応できるよう、現地に日本語が堪能なスタッフを配置するものとする。

6 基本条件

(1) 学校に係る条件

ア 実施対象見込生徒数

市内中学校 9 校の 3 年生を対象とした事前希望調査では、305 名中 46 名。

（具体的な情報提供により教育委員会では、100 名程度の参加を見込んでいる。）

イ 実施場所

拠点校については、学校と協議の上、教育委員会が選定するものとする。

(2) プログラムに係る条件

ア 通信ソフト

- (ア) 通信ソフトについては、音声・映像でやり取りするコミュニケーションツールであること。
- (イ) プログラムに使用する通信又はブラウザ等（以下「通信ソフト等」という。）についての指定はない。ただし、セキュリティ対策が施され、かつ広告が出ないブラウザ内で表示可能な通信ソフトを使用するものとする。
- (ウ) インターネットワークを介した事業となるため、本市のネットワーク環境に対応できるものであること。また、通信ソフト等のインストールアップデート等の管理をはじめとするプログラムを実施するための環境準備については、受注者の責任において行うものとする。

イ プログラム使用機材

- (ア) 生徒の所持する端末の使用は、別紙のとおりである。
- (イ) 履行期間内において端末の更新整備があった場合は、更新後の端末使用にも対応すること。
- (ウ) 標準的にインストールされているブラウザは Google Chrome である。追加のブラウザやその他のソフトウェア等が必要な場合は、受注者の責において準備し、利用可能な状

態にするものとする。

ウ プログラム使用教材

- (ア) 受注者は、プログラムに係る教材を作成・提供するものとする。また、教材等は教育委員会による監修を受け、要望に沿ったものとする。
- (イ) 教材については、生徒の英語力の習熟に合わせた生徒用プリント教材を全回数分作成することとする。

7 コーディネーター

- (1) コーディネーターは、英語を母国語としない者向けの英語教授法について十分に研修を受けた指導力を有する者であること。
- (2) コーディネーターは、生徒と信頼関係を築き、規律ある円滑なプログラム運営を行うため、日本文化を理解し、生徒に対し深く人間理解がある者であること。
- (3) プログラムにおけるトラブルについては、教育委員会と連携し速やかにその解決にあたること。
- (4) 教育委員会が、能力・勤務態度等コーディネーターとしての適性に欠けると判断した場合、受注者は直ちに必要な措置を講じなければならない。

8 費用負担について

委託料に含まれるものは、コーディネーター・サポーター費用、教材及び本業務委託に係る事務経費の全てとし、他に係る費用は請求できないものとする。

受注者は、スケジュール調整に係る通信費、通信ソフト等のインストールやアップデート等を含むネットワーク環境対応に係る費用、その他の業務を遂行するにあたり必要な費用を負担するものとする。

9 その他

- (1) 教育委員会は、インターネット環境に起因する通信の不具合等の解決のために、情報提供を行う。解決にあたっては、教育委員会と受注者が双方にて協議を行い、対策を講じ、プログラムが円滑に実施できるようにするものとする。
- (2) 受注者は、教育委員会との密な連絡に努めるものとする。
- (3) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合には、速やかに発注者と受注者が協議し、問題の解決を図るものとする。